平成２７年（フ）第６４号
埼玉県草加市手代町50番地85
債務者　平　　秀之
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
埼玉県入間市春日町１丁目７番22号
債務者　中島　　進
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６号
宮城県石巻市開成１の29　仮設開成11団地14の８、住民票上の住所宮城県石巻市大門町２丁目３番62号
債務者　石森登喜子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３号
奈良県五條市居傳町465番地の99
債務者　**𠮷**川　数人
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第４４号
東京都三鷹市野崎１丁目21番18号宮前ハイツ203
債務者　志子田優一
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
大阪市東淀川区東中島３丁目11番３―307号
債務者　嵐　　千枝（旧姓岩城）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５５号
大阪市淀川区東三国３丁目11番24―701号
債務者　中山こずえ
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７９号
大阪市城東区関目４丁目13番６号　シャンポール関目４Ａ
債務者　王子谷洋子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８号
北海道旭川市東旭川北２条５丁目６番11号
債務者　清水　　昭
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
北海道旭川市神居３条11丁目１番17号　ベルコートカムイ106号室
債務者　佐藤　千秋
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
北海道旭川市川端町３条７丁目４番１号　川端37ハイツ206号室
債務者　池田　恵理
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
北海道上川郡東川町北町３丁目６番８号
債務者　菅原　康人
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
北海道旭川市東光15条４丁目１―２　グリーンモア103奈良貴之方、住民票上の住所北海道留萌市見晴町１丁目16番地の２
債務者　奈良　琴絵
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
北海道旭川市東２条４丁目１番１号　グランテラス208
債務者　岡本あきら
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
北海道旭川市大町１条２丁目９番地の127　コバタマンション204
債務者　佐川　裕二
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部